入　札　公　告
（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、本業務は入札手続きの合理化を図るため、入札契約手続き等の窓口について分任支出負担行為担当官とは異なる事務所にて集約化を行う「事務集中化の対象業務」です。

本業務は、地域コンサルタントの活用の拡大と育成を目的として、自治体発注の業務実績しかない企業に対して、直轄の業務への新規参入を促すため、評価項目において成績・表彰の評価は行わず、地域精通度においては直轄業務とその他の機関における業務実績に評価の差をつけないものとし、近畿地方整備局発注業務の受注実績が無い（少ない）企業を優位に評価する業務チャレンジ型の試行業務である。

本業務は技術提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。なお、本業務の予定価格が５００万円を超える場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

令和８年１１月２７日

近畿地方整備局　奈良国道事務所長　河本　敦
〒６３０－８１１５　奈良県奈良市大宮町３－５－１１

１．業務概要

（１）業 務 名　Ｒ８国道１６８号五條新宮道路他水文調査業務

（電子入札対象案件）
（電子契約対象案件）

（２）業務目的

本業務は、国道１６８号五條新宮道路のトンネル建設等に起因する周辺への影響データ取得のため、事業箇所周辺の沢水流量調査・井戸水位観測・地下水位調査及び水利用調査等を行う業務である。

（３）業務の内容

主な業務内容は以下のとおりである。

○風屋川津工区他水文調査	１式
・沢水流量調査（定期観測）	９回（年３回）
・沢水流量調査（連続観測）	２７回（年３回）
・井戸水位調査（定期観測）	３回（年３回）
・水利用調査（定期観測（簡易水質測定有））	１８回（年３回）
・水利用調査（定期観測（簡易水質測定無））	１２回（年３回）
・水質分析試験	１式
水道水質基準（１１項目）	１４回（年１回）
イオン分析（９項目）	１４回（年１回）
○十津川道路２期水文調査	１式
・沢水流量調査（定期観測）	７２回（月１回）
・沢水流量調査（連続観測）	３２回（月１回）

・地下水位調査（連続観測）　８回（月１回）
・水利用調査（定期観測（簡易水質測定有））　６４回（月１回）
・水利用調査（定期観測（簡易水質測定無））　４０回（月１回）
・水質分析試験　１式
水道水質基準(１１項目)　１０回（年１回）
水産用水質基準(６項目)　５回（年１回）
イオン分析(９項目)　１４回（年１回）
○降水量整理　２箇所（８ヶ月）
○計画準備　１式
○報告書作成　１式

（４）履行期間
契約締結日の翌日から令和９年１２月２０日

（５）本業務は、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料の提出及び入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て、紙入札方式に代えるものとする。

（６）本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

（７）発注者の承諾を得て紙方式に代える場合、書面手続きにおける押印等の取扱いについて留意すること。

（８）本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。

（９）本業務は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業を加点評価する業務である。

２．競争参加資格

競争参加資格者は、下記（１）に掲げる資格を満たしている単体企業、同一の組合のいずれかであること。

（１）単体企業（組合を含む）

１）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

２）近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和７・８年度地質調査業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づき一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

３）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２）の再認定を受けたものを除く）でないこと。

４）競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止の措置を受けていないこと。

５）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

６）入札参加希望者は代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムからダウンロードした当該業務の入札説明書及び設計図書等に基づき資料を作成すること。ただし、電子記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）を下記４．（２）２）に持参又は返信用封筒を添えて電子記録媒体を郵送することにより電子データの交付を受け、資料を作成した者も可とする。なお、「返信用封筒」は簡易書留料金を加えた所定の料金の切手を貼付すること。（以下、同じ）また、「郵送」は、郵送（書留郵便に限る）または託送（書留郵便と同等のものとする。）によるものとする。（以下、同じ）

７）入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

（２）業務拠点に関する要件

競争参加資格確認申請者は、近畿地方整備局管内（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）に一般競争（指名競争）参加資格に登録している本店又は支店等営業所を有するものでなければならない。

（３）業務実績に関する要件

入札説明書による。

（４）配置予定管理（主任）技術者に対する要件

入札説明書による。

（５）配置予定担当技術者に対する要件

入札説明書による。

（６）配置予定照査技術者に対する要件

入札説明書による。

３．総合評価に関する事項

（１）落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び競争参加資格確認申請書等をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記（２）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

１）競争参加資格確認申請書等を提出した者であること。

２）入札価格が予決令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、入札価格は設計図書に基づき算出するものとする。

３）上記において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、電子入札システムにおいてくじ引きを実施し、落札者を決定する。

４）落札者となるべき者の入札価格が予決令第８５条に基づく調査基準価格又は品質確保基準価格を下回る場合における落札者の決定方法

ア　予決令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が１，０００万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該

契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

イ　落札者となるべき者の入札価格が予決令第８５条に基づく調査基準価格又は品質確保基準価格を下回る場合は、予決令第８６条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。

ウ　上記イ「予決令第８６条の調査」の内容については、近畿地方整備局のホームページに記載しているとおりとする。

https://www.kkr.mlit.go.jp/n_info/index.html

（２）総合評価の方法

１）評価値の算出方法

評価値の算出方法は以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

２）価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝（価格評価点の配分点）×（１-入札価格／予定価格）

なお、価格評価点の配分点は６０点とする。

３）技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅの評価項目毎及び本業務の予定価格が５００万円を超える場合には、Ｆの評価項目を加え評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は６０点とする。

Ａ　競争参加資格確認申請者の経験及び能力

Ｂ　配置予定技術者の経験及び能力

Ｃ　簡易な実施方針

Ｄ　賃上げの実施

Ｅ　WLB(ワーク･ライフ･バランス)関連認定制度

Ｆ　実施方針の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点＝（技術評価点の満点）×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

技術評価の得点合計＝（Ａに係る評価点）＋（Ｂに係る評価点）＋（Ｃに係る評価点）×（Ｆの評価に基づく履行確実性度）＋（Ｄに係る評価点）＋（Ｅに係る評価点）

４．入札手続等

（１）担当部局

〒６３０－８１１５　奈良県奈良市大宮町３－５－１１

（奈良国道事務所内）

近畿地方整備局　総務部　総務事務センター　奈良・三重分室

電話：０７４２－８８－７８３０

Mail：kkr-narakoku-nyuusatsu-nara-miebunsitsu@gxb.mlit.go.jp
なお、メール送付時は必ず電話連絡をお願いいたします。

（２）入札説明書及び見積りに必要な図書等の交付期間及び交付場所

入札説明書及び見積りに必要な図書等は、電子入札システムにより交付する（電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「掲載文書一覧」欄からダウンロードすること）。

交付期間は、公告日から令和８年１２月１８日(金)までのうち行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、９時００分から１８時００分まで（最終日は、１２時００分まで）とする。ただし、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、電子記録媒体(ＣＤ－Ｒ等)を下記２）に持参又は返信用封筒を添えて電子記録媒体を郵送することにより、電子データにて交付するので、下記２）にあらかじめ申し出たうえで、以下の場所、期間にて交付する。

１）交付期間：公告日から令和８年１２月１８日(金)までの休日を除く毎日、９時３０分から１６時００分まで（最終日は、１２時００分まで）とする。

２）申込先及び交付場所： 上記４．（１）に同じ。

３）交付申込期限：令和８年１２月１８日(金) １２時００分まで

（３）競争参加資格確認申請書等の提出期間、場所及び方法

１）提出期間：公告日から令和８年１２月１８日(金)までの休日を除く毎日、９時００分から１８時００分まで（最終日は、１２時００分まで）。

なお、紙により持参する場合は、９時３０分から１６時００分まで（最終日は、１２時００分まで）。

２）提 出 先（紙により持参、郵送等による場合）：上記（１）に同じ

３）提出方法：技術資料等アップロードシステムを使用して提出すること。

ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参、郵送等により提出すること。

なお、ＦＡＸによる申請は認めない。

（４）競争参加資格確認結果の通知日

競争参加資格確認結果の通知は令和９年１月２１日(木)を予定する。

（５）入札書の提出方法及び入札・開札の日時並びに場所

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること（郵送又はＦＡＸによる提出は認めない）。

１）電子入札システムによる締切は、令和９年２月４日(木)１６時００分。

２） 紙により持参の場合は、令和９年２月４日(木)１６時００分までに近畿地方整備局　総務部　総務事務センター　奈良・三重分室に提出すること。

３） 開札は、令和９年２月５日(金)ＡＭ１１：００　近畿地方整備局　奈良国道事務所　入札室にて行う。

５．その他

（１）手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

（２）入札保証金及び契約保証金

１）入札保証金　免除

２）契約保証金　免除

（３）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札、無効の技術提案をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（４）手続における交渉の有無　　無

（５）契約書作成の要否　　要

（６）関連情報を入手するための照会窓口　上記４．（１）に同じ。

（７）競争参加資格確認申請書等に関して、ヒアリングを行う場合がある。

（８）上記２．（１）２）に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業（組合を含む）も、上記４．（３）により競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

（９）競争参加資格確認申請書等の作成に関する費用は、競争参加資格確認申請書等の提出者の負担とする。

(10) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合には、競争参加資格確認申請書等を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

(11) 競争参加資格確認申請書等の提出後において、競争参加資格確認申請書等に記載された内容の変更は認めない。また、競争参加資格確認申請書等に記載した配置予定技術者は原則として変更できない。落札者決定後、配置予定技術者の配置ができない場合、契約を結ばないことがある。

(12) 詳細は入札説明書による。

以　上